

新温泉町森林環境保全事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の有する多面的機能の発揮と林業の振興を図ることを目的として、必要な経費に対して予算の範囲内で新温泉町森林環境保全事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐型林業者等 所有又は管理する森林において、その規模にかかわらず、森林の経営又は管理を自らが行う個人又は団体をいう。ただし、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合は除く。
- (2) 森林経営計画 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第11条に規定する森林経営計画をいう。
- (3) 生活保全林 林縁からおおむね30メートル以内の範囲において、倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とし、かつ、集落又は道路等の保全すべき対象に隣接する森林をいう。
- (4) 危険木 気象害、枯損及び過度な成長により倒木等の危険性が高く、人家、集会所又は道路周辺等に存在し、人命、財産又は公益的構造物に被害を及ぼすおそれがある立木竹をいう。
- (5) 間伐率 育成しようとする森林の立木本数に占める間伐本数の割合をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、申請年度内に補助事業が完了するものに限るものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町森林環境保全事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表により算出した額とする。ただし、補助事業を請負に付して実施した支払総額（以下「実行経費」という。）が、別表により算出した額を下回る場合は、実行経費を補助金の額とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、第4条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、新温泉町森林環境保全事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の変更等）

第7条 前条第1項の規定による交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の変更等に係る承認を受けようとするときは、新温泉町森林環境保全事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業の変更等に係る承認を必要とするものは、次のいずれかに該当する場合とする。

（1） 交付の決定を受けた事業の中止

（2） 補助金の額の増額又は3割を超える減額

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに新温泉町森林環境保全事業補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3） 交付の決定を受けた事業を中止、又は廃止したとき。

（4） 事業完了の翌年度から起算して10年以内に、補助金の対象とした林地を皆伐し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、町長と協議することができる。

（5） その他町長において補助することが不適當と認める事由が生じたとき。

（報告又は調査）

第10条 町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

事業	区分	補助対象者	補助対象経費	基準	補助率等
森林整備支援事業	搬出間伐	森林所有者、自伐型林業者等	森林経営計画の策定困難な人工林の搬出間伐に要する経費	間伐面積0.1ha以上 間伐率15%以上30%未満	430,000円／ha
	切捨て間伐	森林所有者、自伐型林業者等	森林経営計画の策定困難な人工林の切捨て間伐に要する経費	間伐面積0.1ha以上 間伐率25%以上35%未満	165,000円／ha
	作業道開設	森林所有者、自伐型林業者等	幅員1.5m以上、2.5m以下の林内作業道の開設に要する経費	幅員1.5m以上2.0m未満	2,000円／m
				幅員2.0m以上2.5m未満	2,500円／m
	作業道路路面整備	森林所有者、自伐型林業者等	開設後5年を経過した幅員1.5m以上、2.5m以下の林内作業道の路面整備に要する経費	幅員1.5m以上2.0m未満	200円／m
				幅員2.0m以上2.5m未満	250円／m
	生活保全林整備	自治会等	集落周辺の森林林縁部における立木の伐採を含む緩衝帯（バッファゾーン）の設置に要する経費 ＊補助対象者による自力施工は認めない。	奥行き30m程度、0.3ha以上	補助率100分の100 限度額1,000,000円
	危険木伐採	自治会等	危険木の伐採、片付け等に要する経費	危険木が倒れることにより、人命、財産及び公	補助率100分の90 限度額

			*補助対象者による自力施工は認めない。	益的構造物に被害を与えるおそれのある胸高直径が20 c m以上の立木竹の伐採	900,000円
担い手育成支援事業	研修費補助	森林組合、町内に住所を有する林業経営体	林業・木材産業の業務に必要な資格取得のために要する研修費及び旅費	新規就業者の内、次の要件をいずれも満たすもので、その他の補助金等を活用していないもの (1) おおむね年間150日以上林業に従事していること又は従事することが確実に見込まれること。 (2) 就業後3年以内の者	補助率100分の100
	安全装具補助		補助対象者が新規就業者に使用させるために新品で購入する林業機械、器具、その他これらに類する物品の購入費		補助率100分の50 限度額 30,000円／人
木質バイオマス利用支援事業	薪ストーブ、ペレットストーブ設置	町民、町内の事業所、自治会等	ストーブの設置に要する経費	薪又はペレットを燃料として使用するストーブであって、本体価格が5万円以上かつ未使用品であること。	補助率100分の30 限度額 100,000円／台
	薪ボイラー、ペレットボイラー設置	町民、町内の事業所、自治会等	ボイラーの設置に要する経費	薪又はペレットを燃料として使用するボイラーであって、本体価格が8万円以上かつ未使用品であること。	補助率100分の30 限度額 200,000円／台

